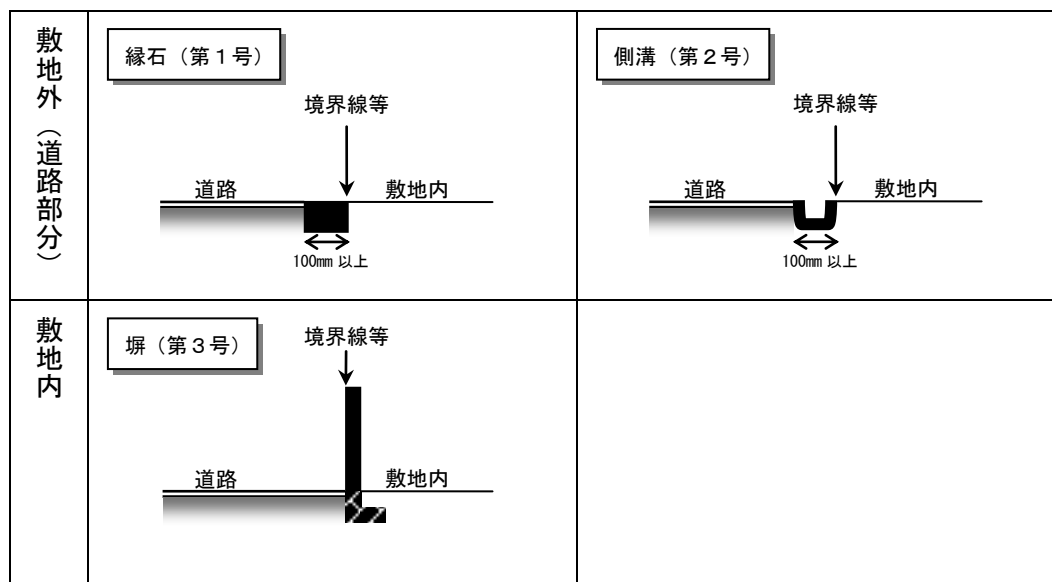


# 建築基準法第42条第2項の規定による道路の境界明確化に関する基準 — 第5条「境界の明確化」の考え方 —

## 1. 土地に定着する構造物の設置方法（第1～3号）

原則として、縁石（第1号）及び側溝（第2号）は敷地外（道路部分）、塀（第3号）は敷地内に設置すること。



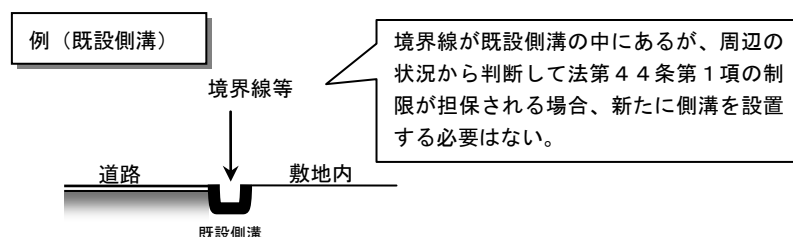
## 2. 「後退用地等の舗装整備が見込まれる場合」の考え方（第4号）

八尾市小規模要綱協議申出に係る道路後退指導基準<sup>※</sup>における「後退用地等舗装起工承諾書」が八尾市長に提出がされた場合。

※ みなし道路が市道等の場合、建築主等から後退用地等舗装起工承諾書により申し出がされれば、八尾市が予算の範囲内において、後退用地等の舗装整備を行う制度。（詳細は、審査指導課にお問い合わせ下さい）

## 3. 「その他市長が認める方法」の考え方（第5号）

第1号から第4号までの方法によることなく、境界の明確化が可能であり、かつ法第44条第1項の制限に適合するように維持管理できる状況である場合。（第5号を適用される場合は、必ず八尾市へご相談下さい。）



【問い合わせ】 八尾市 建築部 審査指導課  
TEL：072-924-8544（直通）  
FAX：072-923-2931